

令和6年第2回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 令和6年6月 5日

閉 会 令和6年6月 7日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（6月6日）

出席議員 8名

1番	坂 本 豊 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	川 崎 憲 二 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	乳 井 厳 公 君	8番	小 鹿 重 一 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	小 松 生 佳 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	木 村 伸 一 君
総 務 課 長	稲 葉 正 明 君
税 務 課 長	吉 田 聡 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久美子 君
教 育 課 長	八木澤 琴 美 君
産 業 振 興 課 長	高 田 一 憲 君
建 設 課 長	高 田 徹 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 孝 治 君
-------------	-----------

会議で定められた会議録署名議員の氏名

7 番

乳 井 厳 公 君

1 番

坂 本 豊 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 4 番 柿崎裕二 議員

第2 一般質問 3 番 川崎憲二 議員

第3 一般質問 7 番 乳井厳公 議員

午前9時44分 開議

○議長（小鹿重一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（小鹿重一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は3名です。通告順に一般質問を行います。

4番柿崎裕二君の質問を許します。柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） おはようございます。よろしくお願いします。

今日は1つの質問となります。通告書に示しているとおり、役場庁舎におけるキャッシュレス決済端末導入について質問したいと思います。

キャッシュレス化は国を挙げて推進している施策であり、成長戦略フォローアップにおいて、2025年6月までにキャッシュレス化を倍増し、4割程度とすることを目標に掲げております。日本では、諸外国に比べキャッシュレス決済比率が低いと言われていますが、2019年10月のキャッシュレスポイント還元事業による効果で、利用者、加盟店がいずれも増加し、社会全体においてキャッシュレスに対する認知が広がり、さらには新型コロナウイルス感染症防止とし、オンライン決済を含め非接触によるキャッシュレス決済に対する社会的関心が高まっておる状況です。

また、2022年5月に公布された情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律により、国への納付手続のキャッシュレス化が進むことで、自治体でのキャッシュレス導入の期待も高まっていくことが予想されます。したがって、2026年の蓬田新庁舎オープンに合わせて、村でも公共料金の支払いにこのキャッシュレス決済導入の重要性を考えるべきではないかと思い、提言したいと思います。

そこで①として、まず村では、キャッシュレス決済をどのように考えているか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） お答えします。

近年は様々な場所でキャッシュレス化が進んでおり、村においても各種手数料や各施設の利用料金など、キャッシュレス化を検討していかなければならないと思います。租

税関係の納付については、令和2年4月からコンビニ納付を実施しております。期間内であれば、時間に関係なく全国のコンビニ店で納付できるほか、専用サイトにアクセスすることでクレジットカードやスマホ決済、アプリにより納付できることとなっております。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、村ではコンビニを介して一部キャッシュレスができるというお話でございました。私がいろいろ調べたところによりますと、経済産業省が委託事業の中で行ったアンケート調査の中で、キャッシュレスのツールをつけないイメージとして挙げられている場所が、一つに役場、公共施設などが挙げられております。それで住民の方々は、公共手続や公共施設でのキャッシュレスを使いたい、また税金を納めたいという人が、このアンケートの中では4分の1ほどがそういう要望を唱えているということになっております。それと、アンケートの全体でいきますと、キャッシュレス決済を利用したいという方が病院、診療所、スーパーマーケット、役場、自治体等が挙げられておりますが、それら全てを合わせますと大体49%、約50%の半数の人がキャッシュレスで支払ってもいいかな、やってみたいというような結果が出ております。また、逆に現金派という方ももちろんおまして、現金派の方は、どんな場所でも現金で支払わなければ私は気が済まないという方が約3%、どちらかというと現金で支払いたいという方が17%、足しても20%に届くか届かないかというぐらいですので、社会全体としてはキャッシュレス化に動向が動いているということがよく分かると思います。

そういったことも含めて、蓬田村でもぜひこのキャッシュレスを進めていかなければいけないと。コンビニだけでなく役所等、また公共施設の関連した場所で支払えるようなことを考えていかなければいけないと思いますので、その辺をもっと村でも考慮していただきたいと思います。これに対して答弁というわけではございませんが、一応踏まえた形ではどのようにお考えですか。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） お答えします。

キャッシュレスを導入するためには様々なことを検討していかなければならないと思います。導入については決済手段や決済事業者の選定、様々な手続を実施することが必要でありますし、住民サービスという観点からいけば、やはりそういう方向に進んでいかなければならないと考えております。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 次に、②のほうに進めたいと思います。

クレジットを含むキャッシュレス決済導入において、役場として考えているメリットとデメリットをどのように考えているか、お聞かせ願えますか。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） お答えします。

キャッシュレス決済の導入には様々なメリット、デメリットが存在すると思います。メリットについては、支払いにかかる時間の削減や受領した金銭の管理等の手間がなくなるほか、お釣りの渡し間違い等の会計トラブルが発生するリスクが抑えられます。一方デメリットは、停電や端末の故障時には使えないため、現金でのやり取りがメインとなります。また、住民からのニーズが少ないと利便性のアップにつながりづらいと考えられます。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、メリットとデメリットに対してある程度のお考えを示されたと思います。私のほうでもキャッシュレスのメリットという面を少し考えてみますと、セキュリティーの面で意外と安心であると。それから、例えば万が一スマートフォンとかＩＣカードを紛失した場合、すぐに利用停止することが端末でできると、そういった安心感があります。また、今課長のほうからありましたように会計がスムーズに移行すると。それから、キャッシュレスの場合、お釣りやそういうものが不要になると。非常に、例えば住民票を窓口でいただいたときに400円とか350円とか細かいお金で支払うわけですが、そういった際に、出納でもう用意をしなくてもいいとか、また、利用者のほうも細かいお金を準備しなくても端末で、携帯電話とかの端末で簡単に支払えると、そういう細かいお金のほうにかえて利便性があるのではないかと。それから、そのキャッシュレスの導入機なのか、キャッシュレスを扱っている会社なのか分かりませんが、キャッシュバックが受けられる、またポイントを受けられる、そういうシステムもあるそうです。それからあとメリットといえば、極端な言い方になりますけれども、村の村営住宅とかもちろん使用料を払って借りているわけですが、そういったものもクレジットを介して支払うとか、そういうことになると、滞納にも幾分歯止めが利くのではないかと考えるところもあります。また、そこにはデメリットとして、クレジット会社と、今度、借りている人の支払いになりますので、そこはデメリットもあると

思っております。

そういった面で、いい面と悪い面があるものの、やはりこういった今のキャッシュレスを進めていくべきではないかと思います。

次に、このまま③のほうに入りたいと思います。

既に蓬田村では、私が聞いたところによりますと、第三セクターである蓬田紳装、それからアシスト株式会社、マルシェ、よもぎ温泉等でももうキャッシュレス機を導入して、そういう支払いを行っていると聞いております。ぜひ役場のほうでも、それに追隨してキャッシュレス化を図っていただきたいと思うところであります。

そこで、いろいろ資料の中で、これは青森県ホームページの県税のホームページの欄に入っていったら出てきたものでありますが、青森県キャッシュレス納付推進宣言書というのがありまして、これ青森県の40市町村全てがこれに加盟して賛同して、キャッシュレス化を進めようというものでありました。今日は3名の質問者ということで時間がありますので、この宣言書を少し読んでみたいと思います。「社会全体のデジタル化は、国民・企業の利便性を向上させ、行政の効率化・より便利な金融サービスの提供に資するものであり、その推進は、官民を問わない共通の課題となっております。国税及び地方税の納付手続のデジタル化、すなわちキャッシュレス納付につきましても、より多くの方がそのメリットを享受できるよう、官民が一層連携し推進に取り組んでいくことが重要です。私たちは、国、地方公共団体、金融機関、関係民間団体が一体となり協力して取り組んでいくことにより、「納税者利便の向上」、「税務行政の効率化」、「税公金の納付・支払の効率化」に寄与するものと認識しています。こうした共通認識のもと、キャッシュレス納付の一層の普及に向けて、共同して推進していくことを宣言します」ということで、こういう共同宣言が出されて、それに村ものっとなっていきたいということを示されていますので、ぜひ蓬田村でも新庁舎が開庁するのに合わせて、あと1年半くらいありますので、準備をして、これに取り組んでいってほしいと思います。答弁お願いします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） キャッシュレス決済の導入は、県内の町村の動向を見ながら、村に適した方法を検討していきたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） ぜひ前向きに、これを導入するように何とか努力していただきたい

いと思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） これで、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 3番 川崎憲二議員

○議長（小鹿重一君） 日程第2、3番川崎憲二君の質問を許します。川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） おはようございます。

今回は2点について質問していきたいと思います。

まず1点目ですが、高校生・大学生の通学費についてということで、まず青森県では、今年度から子育て世帯への支援ということで、全市町村に対して給食費を無償化にしてほしいということで、交付金を出すということに決定したみたいです。確かにすごいなと思って、当村でも給食が無償化にしておりますので、それに使えるのかなと思ったら、矢先にそういうことをやっている町村に対しては交付しないということで、新たに支援できる、子育て世代に支援できるものがあつたら、それに対して8割の補助をするということを出していました。それに伴って村内の高校生・大学生を持つ世帯について、まずその通学費ですが、定期なりそういうのに助成できないかということで、村内の高校生ほとんど市内に通っているわけですが、市内の高校生を持つ親との差というのは、やはりこっちから通わないといけないということで定期代等がかかると。そこがやっぱり市内に住む世帯とは違うと思います。ですので、やはりそういう負担が多い高校生を持つ世帯と、また大学生も通うには車なり車のガソリン燃料なり、またバスなり電車なりを利用して、通学費がかかるということですので、それに県の今の新しい支援、子育て世帯に支援する交付金を利用して交付はできないかという質問ですが、答弁をお願いいたします。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） お答えします。

青森県の新事業であります学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金は、単純な現金給付は不可となっております。償還払いで交付することになっております。大学生においてはアルバイト等で働くことができる機会があること、また、自家用車で通学している際の実際の通学費に対する償還払いとなると難しい点が挙げられます。また、高校生

の通学費に関しては、通学形態には様々な交通手段を利用しておりますので、このあたりも精査した上で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） 私も中身はあまり分からず、こういう事業をやったらいいのかなということで提案したんですけれども、そういう縛りがあるのであればですけれども、高校生の現金支給は駄目だということですね。（「はい」の声あり）いや、高校生を持つ親からしてみればやっぱり通勤、結構やっぱり定期代とかかかるということなので、それは結構嘆いていたので、どうにかしてあげたいなと思い、こういう質問したんですけれども、どうにもならないものですかね。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） その辺はいろんな、JRであり、バスであり、いろんな交通手段がありますので、遠くに行っている高校生もいるし、近くに通っている高校生もいますので、その辺はちょっと慎重に精査して検討していきたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） やはりここ、どうしても市内と違って通学というか、電車等で通学しないと通えない、高校もないので通えないということもあるので、高校生を持つ親はやはりそういう負担も大きいので、ぜひともそれに交付できるようなのを前向きに検討していただいて、支援していただければなと思います。よろしくお願いいたします。

続けて2番目の質問に入ります。

郷沢地区の踏切の十字路についてです。この郷沢地区の蓬生園のある幹線通りの踏切の十字路ですが、恐らくこれは自治会のほうからもお願いがあったと思います。その後どうなっているか分からないですけれども、また住民の方からも、ここをどうにかしてもらいたいということがありましたので、再度質問したいと思っていました。

この場所ですが、踏切を過ぎてすぐ十字路がありまして、私も見たら、止まれの看板もないんですね、あそこは。山側の蓬生園側から来ると止まれはあるんですけれども、踏切からのところは止まれも何も標識がなかったです。ただ横の通りが、横というか蟹田、青森の通りのほうが優先ということで、あそこで止まる感じにはなっているんですけれども、何せあそこで止まると踏切があって、仮に電車が来た場合、止まらないという場所です。そこを住民の方も危ないのでどうにかしてほしいということなので、役場

のほうでどのように考えているか、答弁をお願いいたします。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） お答えします。

昨年11月に開催された行政区の懇談会にて、郷沢自治会より、中学校通りから温泉通りに向かう村道5-3-6号線側に一時停止の標識をつけることができないかという要望がありました。外ヶ浜警察署に問い合わせたところ、交通規制基準に、広い道路と狭い道路が交差する場合は狭い道路に標識を設置することになっているので、広い道路側に標識を設置することはできないとの回答でありました。村では、代替案として道路に注意喚起文字を引くことを検討しております。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） いろいろ私も駐在なりに聞いたんですけども、なかなかそれは難しい話だと言われました。ただ、踏切があってすぐの十字路ですので、確かに本当に危険な場所なので、できれば蟹田、青森のほうの十字路のほうは注意喚起のも大事だと思いますけれども、道路に、ちょっと危ないですよと段つける線とかありますよね。通っていくとダダダと教えるような、そういうのもやりながら、とにかく事故はまだ1件そういう事故ありましたけれども、電車との事故はまだないんですけども、そういうのがあるとまたあそこ大変危険な場所ですので、そこはもう十分事故がないように対処してほしいなと。あそこ止まれないですけども、実際どうなんですか。止まらないといけないんでしょうか。止まれの看板はないんですよ、あそこ。（「どっち側ですか」の声あり）踏切、山側に上っていく。蓬生園から来るところは、あそこに止まれついているけれども、踏切のところには止まれも何もついていないんですよ。

○議長（小鹿重一君） 総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 止まれの看板はついていませんが、線で止まれというふうに引かれていると私は思っております。線路なので止まれという形で、止まれの標識でなく、止まれの線で書かれていると思っております。

○議長（小鹿重一君） 川崎憲二君。

○3番（川崎憲二君） そうすれば海から山に上るときは、海のほうでは止まるけれども、出るときは止まらなくてもいいということですか。十字路のほうには止まれついていないので逆にとにかくあれですね、事故が、事故というか今後も事故がないとは限らないので、そこはもうどうにかこうにか、どのような対応でもいいので、とにかく早めな対

応をお願いしたいということで、お願いしたいと思います。

ということで、2点について質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） これで、3番川崎憲二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 7番 乳井厳公議員

○議長（小鹿重一君） 日程第3、7番乳井厳公君の質問を許します。乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） おはようございます。7番乳井です。

今日は、大きく2点質問させていただきます。先ほどの川崎議員とダブるようなところもありますが、よろしく願いいたします。

初めに、県の子育て支援交付金についてです。同交付金は、既に給食費の完全無償化を実施している市町村に対し、新たな子育て支援を行う場合、事業費の8割を補助するという仕組みであります。完全無償化に取り組んでいる村としては、この交付金を有効に活用して、長期的に持続可能な新たな子育て支援を行うべきと考えますが、現時点でこの事業についてどのように考えているのか、伺います。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金は、学校給食費の無償化を最優先としていますが、令和5年度までに実施している場合は対象外となるため、令和6年度は市町村提案事業の中で推奨されております交付率8割の、ゼロ歳から2歳児の保育料の無償化事業及び保育所等の副食費の無償化事業を実施し、交付金を有効活用していきたいと考えております。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 参考までにですね、この事業で当村に入るであろう金額、生徒児童数掛ける給食費単価というようなものも出ていましたが、確定しているような金額があれば、総額教えていただきたいと思います。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 今年度に関しましては、10月分以降の給食費で県のほうは計算するということでしたので、一応、限度額の金額、交付金として限度額の金額で現在示されているのが387万5,000円になります。基準となっているのが、令和5年5月1日時点の児童生徒数と県で出した平均の給食費を基準に計算されております。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 青森市では既に報道あったかと思うんですが、いろんな事業、2歳児の保育料の無償化、また修学旅行の一部費用負担、それから高校生の医療費の無償化等々を考えているようでした。うちのほうでも、村としても小中学校の修学旅行の経費助成というか経費の補助ですね、これはできるかと思うんですが、これはどうでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） 子育て費用の保護者負担となっております修学旅行費については、学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の交付対象経費となっておりますので、来年度の交付金で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 来年度ということで、ぜひ検討していただきたいと思います。

続いてですけれども、先ほど川崎議員の質問にもあったかと思いますが、村内在住者と市内在住者では青森市内へ通学する高校生の定期代、費用、変わってくると思いますけれども、この部分の補助、蓬田から青森まで通う半年の定期代、大体5万円から6万円ぐらいかかっていますが、この部分の経費の補助ということはできないのでしょうか。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） 高校生の通学費の補助については、それぞれの通学形態も交通手段も違ってきておりますので、そのあたりを精査した上で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 新たな取組ということで、今までやっていないことを求められるわけですが、高校生においても電車で通学する方、バスで通学する方、また下宿している方もいるかと思いますが。不公平のないように、ぜひこの高校生の定期補助、検討いただければなと思います。

続いて、2つ目になります。

経営所得安定対策事業の改定についてです。4月30日に緊急的に開催されました同事

業の説明会において、村の転作の基幹作物でありますソバについて、村の基準単収21キロに設定されていますが、これの半分以上の収量がなければ、これまで交付されていた交付金2万円は出ないというような説明がありました。また、畑地化促進事業を申し込んだ場合には対象外になるというような説明でもあったと思います。この説明会を受けて、今年ソバを作付しないというような取り下げた方、取り下げた面積、これはあったんでしょうか。また、参考までに昨年のソバの作付面積も教えていただければと思います。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） まず、昨年度のソバの作付面積については269.7ヘクタールでございます。

それで次に、説明会後の令和6年5月10日までに取下げた面積については、12.5ヘクタールというふうになってございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 今年12.5ヘクタールがソバを取り下げるということになったということですが、ソバからこれは何の転作になったのか。自己保全なり米になったかもしれませんが、それ分かる範囲で教えていただければと思います。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 先ほど申し上げた取り下げた面積に対しての農家数については、8名の方が申出したということで、その内容については、ソバ農地全て自己保全という方が5名、一部自己保全という方が3名、計8名というふうな内容となっております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 自己保全ということで、作物自体の作付はないということですが、耕作放棄地にならないように、村としても指導なり管理なり、ぜひそこを徹底していただきたいなと思います。

続いて、同説明会の中では昨年度、令和5年度に畑地化促進事業の対象になって交付金をもらった方に対し、今年度の作付が基準対象に満たない場合、同交付金を返還しなければならないというような、確定ではありませんが、そのような説明もあったか

と思います。この件について、回答は国のほうからあったのか、伺います。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 実施要綱一部改正に伴い、令和５年度畑地化促進事業該当者等への影響について、４月30日に執り行われた説明会以前から、東北農政局青森県拠点に対し回答を求めているところですが、現在も回答はいただいております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井巖公君。

○７番（乳井巖公君） 回答はまだないということですが、回答が分かり次第、ぜひ村民、対象外の村民に対してもみんなに周知いただけるよう手配いただければと思います。

それから３つ目になりますが、村のソバ、転作のソバは県内有数の作付面積を誇るわけですが、単収自体、単収だけで見ると下から３番目というような低さであります。県平均の約半分程度というような村の平均単収になっているわけですが、ソバの収量は、播種時期、これが大きく影響すると思っております。また、収穫時期、それから排水対策も影響するわけですが、ほかの作物を導入することによってソバのローテーションを組むなどの対応、取組が必要ではないかと思っております。本格的にソバ以外の転作作物、これを導入に向けた議論が必要だと思いますけれども、何か村として考えていることはありますか。伺います。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） これまでも本村において、関係機関の協力を得ながら土地利用型作物の試験栽培から本作への取組を実施した経緯があります。これらについては、県からの助言及び農協からの栽培指導並びに栽培農家の協力を得ながら、行政主導の中で実施してきたものだと感じております。その中で、現在のソバ栽培が農地保全の意味合いも含んだものとして定着してきましたが、全てとは言いませんが、国による交付金に頼った度合いが強く、本来の収穫から所得を得るという意識が薄れていたというふうに思います。議員が言うとおり、行政としてソバ以外の安定した収益が期待できる新たな作物がないか、引き続き関係機関と協議検討していくことはもちろんですが、農家自身、これからの農業経営、地域をどう考え、どこに行政の支援を望むかなど、地域農事振興組合を中心に話し合い、検討をしていただきたいと思います。そういった中で行政の足並みをそろえ、進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 乳井厳公君。

○7番（乳井厳公君） 今後、ソバの作付に関してだけ言えば、条件不利地等はソバの作付がなくなる、また、みんな丁寧に排水対策等を行うことによって収量も上がっていくかと思います。そうなったときに、どんどんソバの作付というのは難しくなって減っていくのかなとも思われますので、ソバからの脱却というのが大きな課題であろうと思います。新たなソバに代わる作物の導入、また、蓬田第一地区で行われる圃場整備後には、高収益作物の導入が必要であろうというようなことも言われております。それらを含めて、今後、村、それから関係機関一体となったソバに代わる作物というものを真剣にみんなで協議していく場が必要だと思いますので、その辺ぜひ検討いただいて、私からの質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小鹿重一君） これで、7番乳井厳公君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時22分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6年 7月19日

蓬田村議会議長 小鹿 重一

会議録署名議員 乳井 厳公

会議録署名議員 坂本 豊